



お知らせ

～information～



第57回 人 権 週 間

本年12月4日から10日までは「第57回人権週間」です。

昭和23年12月10日第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択されて以来、国連ではこれを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定め、各国では基本的人権尊重の精神を徹底させるための記念行事が行われます。

わが国では、「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定めていますが、青森地方法務局と青森県人権擁護委員連合会では次の強調事項を掲げ、県民の皆さんに人権尊重の大切さを呼びかけています。

平成17年度啓発活動重点目標

「育てよう 一人一人の 人権意識

思いやりの心・かけがえのない命を大切に」

女性の地位を高めよう

子どもの人権を守ろう

高齢者を大切にすることを育てよう

障害のある人の完全参加と平等を実現しよう

部落差別をなくそう

アイヌの人々に対する理解を深めよう

外国人の人権を尊重しよう

H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見

をなくそう

刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

インターネットを悪用した人権侵害は止めよう

性的指向を理由とする差別をなくそう

ホームレスに対する偏見をなくそう

性同一性障害を理由とする差別をなくそう

「人権週間」にあたり、私たち一人ひとりが人権について考え、明るく豊かな社会をつくりましょう。

なお、毎日の生活の中で、お困りのときは、**青森地方法務局**（むつ市金谷二丁目6の15 ☎0175-23-3202）、または、お近くの人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で秘密は厳守します。

風間浦村の人権擁護委員は次の方々です。

人権擁護委員 成 田 昭 信

人権擁護委員 蛸 嶋 八重子

人権擁護委員 佐 賀 勇 一

◆特設人権相談所開設のお知らせ◆

と き 平成17年12月5日

(午前10時から午後3時)

と ころ 風間浦村中央公民館

相談担当者 人権擁護委員

男女共同参画を
理解する

講師を派遣します！

男女共同参画を
すすめる

男女共同参画社会 出前講座・出前ワークショップ

男女が共に喜びも責任も分かち合い誰もがその人らしく伸びやかに幸せに生きることができる男女共同参画社会の実現のために！

「家庭や地域において男女が共に子どもを教育する環境」

「性別に関わらず能力を発揮できる環境」

「仕事と家庭が両立できる環境」

を整備して組織・社会を活性化させましょう。

職場・団体や地域で開催する講演会ワークショップへ講師を派遣します。

男女共同参画の視点で、子育てなど希望のテーマで、お話・ワークショップを行います。

日程・時間は、原則としてご希望に合わせます。

講師の派遣に要する経費は県が負担します。会場等に要する経費はご負担ください。

★★★★是非、ご相談ください。★★★★

問い合わせ先

青森県青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

TEL 017-734-9228 FAX 017-734-8050 E-mail seishonen@ags.pref.aomori.jp